

檜原市自主防災組織補助金交付要綱 (平成 8 年 1 月 8 日告示第 7 号)

最終改正:令和 4 年 5 月 19 日告示第 194 号の 2

改正内容:令和 4 年 5 月 19 日告示第 194 号の 2 [令和 4 年 5 月 19 日]

○檜原市自主防災組織補助金交付要綱

平成 8 年 1 月 8 日告示第 7 号

改正

平成 16 年 4 月 1 日告示第 78 号
 平成 19 年 3 月 30 日告示第 57 号
 平成 22 年 6 月 2 日告示第 112 号
 平成 31 年 2 月 5 日告示第 36 号
 令和 4 年 3 月 31 日告示第 126 号
 令和 4 年 5 月 19 日告示第 194 号の 2

檜原市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災の活動の促進を図るため自主防災組織を結成し、及び活動している自治会等に対し、予算の範囲内でその一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民が連帯協同して被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する防災組織をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付対象となる自主防災組織は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災知識の啓発活動
- (3) その他自主防災組織の運営等に必要活動

(補助の内容及び金額)

第 4 条 補助金は、10 世帯以上の世帯を有する自主防災組織の代表者に対して、結成補助金及び活動補助金を交付する。

2 前項の結成補助金は、自主防災組織を結成した年度に交付するものとし、その額は、1 組織につき次に掲げる世帯数の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

- (1) 100 世帯以下 100,000 円
- (2) 101 世帯以上 150,000 円

3 第 1 項の活動補助金は、結成した翌年度から交付するものとし、その額は、1 組織につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を合計した額又は 180,000 円のいずれか低い方の額とする。ただし、結成した年度を含めて結成 11 年度目以上となる自主防災組織においては、基本額と世帯割額を合計した額に 0.8 を乗じた額 (10 円未満切捨て) 又は 180,000 円のいずれか低い方の額を補助金の額とする。

- (1) 基本額 45,000 円
- (2) 世帯割額 1 世帯につき 180 円

(算定基準)

第 5 条 前条の補助金の算定の基準となる世帯数は、当該年度の 4 月 1 日現在の当該世帯数を基準とする。

(交付申請)

第 6 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者 (以下「申請者」という。) は、自主防災組織補助金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 自主防災組織の規約及び防災計画書
- (2) 活動及び事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付額を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) を交付するものとする。

2 申請者は、前項の補助金交付決定の通知を受けたときは、速やかに自主防災組織補助金交付請求書 (様式第 3 号) を市長に提出するものとする。

(交付条件)

第 8 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付けることができる。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、第 7 条の自主防災組織補助金交付請求書を受理した場合において、適当と認めるときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動及び事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、市長が必要と認める書類
(決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 第8条の規定により、市長が付した条件に違反したとき、又はそれに従わなかったとき。
 - (3) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月10日から実施する。

附 則（平成16年告示第78号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に交付を受けている平成15年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年告示第57号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年告示第112号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成31年2月5日告示第36号）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月31日告示第126号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の橿原市自主防災組織補助金交付要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年5月19日告示第194号の2）

この要綱は、告示の日から実施する。

様式第1号 (第6条関係)
 様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

補助金交付申請書

(宛先) 橿原市長

代表者の住所 _____

防災組織名 _____

代表者名 _____

橿原市自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 結成地区、町名及び世帯数

地区 町 世帯

2 結成年月日 年 月 日

※補助金算出基礎となる結成年度数 [年度目]

3 補助金交付申請額

結成補助金 円

活動補助金 円
 (結成年度数により補助率を乗じた金額)

補助率を乗じる前の金額 円

内訳 基本額 円

世帯割 円

4 添付資料

- (1) 自主防災組織の規約及び防災計画書
- (2) 活動及び事業計画書
- (3) その他

様式第2号 (第7条関係)
 様式第2号 (第7条関係)

橿原市指令第 号
 年 月 日

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

代表者の住所 _____
 防災組織名 _____
 代表者名 _____ 様

橿原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、橿原市自主防災組織補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金交付額	円
<input type="checkbox"/> 結成補助金	円
<input type="checkbox"/> 活動補助金	円
(結成年度数により補助率を乗じた金額)	
補助率を乗じる前の金額	円
内訳 基本額	円
世帯割	円

様式第3号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

補助金交付請求書

(宛先) 橿原市長

代表者の住所 _____

防災組織名 _____

代表者名 _____

橿原市自主防災組織補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 指令年月日及び指令番号

年 月 日

橿原市指令 号

2 補助金請求額 円

結成補助金 円

活動補助金 円

様式第4号 (第10条関係)
様式第4号 (第10条関係)

年 月 日

補助金実績報告書

(宛先) 橿原市長

代表者の住所 _____

防災組織名 _____

代表者名 _____

橿原市自主防災組織補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 結成年月日 年 月 日

2 指令年月日及び指令番号

年 月 日

橿原市指令第 号

3 補助金交付決定額 円

4 添付資料

(1) 活動及び事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) その他
